平成２８年（フ）第４１５号
東京都町田市相原町1715番地１
債務者　池口　千晴
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　智仁
４　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月７日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１１９号
東京都大田区池上３丁目39―９―601
債務者　山村龍也こと　山村　竜也
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　奏
４　破産債権の届出期間　平成28年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月８日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１３３号
神奈川県横浜市鶴見区岸谷４丁目32―16
債務者　赤堀　道子
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小沢　年樹
４　破産債権の届出期間　平成28年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月８日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１４０号
東京都北区志茂１丁目４―13―109　ＴＡＫ　ＰＬＡＺＡ　Ⅱ
債務者　黒川　和裕
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樫尾わかな
４　破産債権の届出期間　平成28年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月８日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６８号
千葉県柏市明原３―18―５グランドヒル明原103号室、住民票上の住所横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目10番５号
債務者　高橋　正夫
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川範子
４　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月12日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
福島市瀬上町字町尻89番地の10
債務者　桝屋　　卓
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　和久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４７１号
さいたま市南区文蔵３丁目２番４号　カノン南浦和202、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目２番15―301号
債務者　荒巻亜矢子（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
三重県名張市梅が丘北３番町279番地
債務者　佐藤　和昭
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２８号
三重県名張市梅が丘北３番町279番地
債務者　佐藤　清美
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第５４号
大津市下阪本６丁目28番10―102号、前住所大津市坂本６丁目25番13号
債務者　山本　晃治
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　不破　俊之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７号
滋賀県草津市大路１丁目７番１―1004号
債務者　岩田　千里（旧姓山田・川端）
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　印南　真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
滋賀県彦根市原町639番地１
債務者　ｓｅａｓｏｎ’ｓクラブこと　原　隆子（旧姓今村）
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１５４９号
大阪市大正区泉尾２―８―８―901、住民票上の住所大阪市浪速区塩草２丁目３番23号
債務者　伸長木工こと　吉岡　勇二
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１０号
大阪府四条畷市田原台１丁目５番11号
債務者　髙田　純一
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　隆則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４４号
大阪市北区天神橋７丁目12番14―1306号
債務者　髙橋　弘信
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北口　　星
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―804号、前住所大阪市西区九条１丁目28番１―507号
債務者　司鋼材商会こと　手邊幸司郎
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部